

## 国立大学法人東京農工大学基金規程

(平成25年10月28日経教規程第44号)

(設置)

第1条 国立大学法人東京農工大学（以下「本学」という。）に、東京農工大学基金（以下「基金」という。）を置く。

(基金の目的)

第2条 基金は、本学における大学改革を一層推進するとともに、国際社会で活躍する理工系人材の育成強化及び教育研究環境の整備充実を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業の用に供するものとする。

- 一 卓越した教育の実現に関する事業
- 二 グローバル人材の育成に関する事業
- 三 世界に誇る学術研究の推進に関する事業
- 四 教育研究環境の整備及び充実に関する事業
- 五 その他第7条の規定による基金運営委員会が必要と認めた事業

(特定基金)

第4条 特定の事業を実施するため、基金に特定基金を置くことができる。

(基金の構成)

第5条 基金は、第2条に定める目的を寄附目的とする寄附及びその果実をもって構成する。

(謝意の表明)

第6条 本学は、寄附者に対して謝意を表明することができる。

(基金運営委員会)

第7条 基金に関する重要事項を審議するため、基金運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第8条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 基金の設置に関する事項
- 二 事業計画に関する事項
- 三 基金の予算及び決算に関する事項
- 四 寄附者への謝意表明に関する事項
- 五 その他基金の運営等に関する事項

(組織)

第9条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学長
- 二 副学長 4人
- 三 農学研究院長及び工学研究院長
- 四 事務局長
- 五 学務部長、研究国際部長、総務部長及び財務部長
- 六 その他次条に規定する委員長が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第10条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、学長をもって充て、副委員長は、前条第2号の副学長のうちから学長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議等)

第11条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員会は、審議結果等について役員会に報告するものとする。

(基金の経理)

第12条 基金の経理は、国立大学法人東京農工大学会計規則の規定によるものとする。

(事務)

第13条 委員会の事務は、基金を運営する部局等の協力を得て、総務部総務課において処理する。

- 2 特定基金の受入れ及び運営等に関する事務は、関係部署の協力を得て、当該特定基金の担当部局等において処理する。
- 3 基金（前項の基金を除く。）の受入れ及び運営等に関する事務は、関係部署の協力を得

て、総務部総務課及び担当部局等において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年10月28日から施行し、平成25年9月20日から適用する。